

羽幌町学校給食用物資納入業者登録要領

1 趣旨

この要領は、羽幌町立小学校及び中学校における安心安全な給食の提供に当たり、給食用物資の品質と安定的な供給を確保するため、羽幌町が発注する学校給食用物資納入に係る競争入札に参加する業者の登録について、必要な事項を定めるものである。

2 物資納入対象学校

対象となる学校は、羽幌町立小学校及び中学校とする。

3 物資納入までの流れ

- (1) 毎月の献立表は、当月の給食提供初日の概ね10日前までに作成している。
- (2) 物資の発注は、使用物資に応じて1箇月から1週間程度の範囲における使用予定量で行い、物資の納入は、米は毎金曜日、パン、麺類、牛乳、野菜・果物、食肉及び卵は給食提供当日、その他の物資については概ね1週間前を目安に行う予定としている。ただし、離島地区の学校は、この限りでない。

4 登録有効期間

- (1) 今期の登録有効期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間とする。
- (2) 期間途中で登録申請(随時申請)があった場合は、登録完了の日から前号で規定する期間満了日までを登録有効期間とする。

5 登録の種類

登録の種類は、次の区分毎に行い、同一事業者が複数の区分を登録することも可能とする。

取扱物資区分	代表的な商品例
米	羽幌産米
パン	常温パン、冷凍パン
麺類	冷凍麺、乾麺等
野菜・果物	にんじん、たまねぎ、じゃがいも、キャベツ、白菜、もやし、大根、トマト、きゅうり、レタス、みかん、りんご等
食肉及び加工品	豚肉、牛肉、鶏肉、ハム・ソーセージ等加工肉等
魚介類及び加工品	鮮魚、貝類、えび、かに、いか、たこ、水産練り製品等
油・料理酒・調味料・香辛料	サラダ油、みりん、砂糖、トマトケチャップ、塩、胡椒等
その他常温品	鶏卵、納豆、のり、こんにやく、缶詰類、その他加工製品等
乳製品及びデザート	ヨーグルト、チーズ、バター、マーガリン、その他加工製品等
その他冷蔵品	豆腐、おから、生揚げ、油揚げ、その他加工製品等
冷凍食品	その他冷凍食品

※牛乳は、北海道の指定により供給事業者が決定されるため除く。

6 登録の条件

(1) 経営規模

- ア 工場、店舗販売等固定した営業設備及び農場等を有していること。
- イ 常時営業を続けていること(野菜・果物は、この限りでない)。
- ウ 製造及び供給能力が十分で、指定日時に所要量を確実に納入できること。

(2) 信用状況

- ア 学校給食に深い理解を有し、協力的であること。
- イ 営業経歴及び営業状態が良好であること。
- ウ 食品に関する法律及び諸規定が守られていること。
- エ 1年以上引き続き現在の営業に従事していること。
- オ 納税義務が履行されていること。

(3) 衛生状況

- ア 製造加工業者については、材料倉庫、製品置場、冷蔵設備その他衛生上必要な設備を完備していること。
- イ 食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)に基づき、保健所の食品衛生監視員による検査が行われている施設については、その採点結果が80点以上であること。
- ウ 施設設備及びその取扱いが衛生的であること。

7 登録に必要な書類等

(1) 提出書類等

- ア 羽幌町学校給食用物資納入業者登録申請書
- イ (食品衛生法による営業許可業者のみ) 食品衛生監視票及び食品営業許可書の写し
- ウ (羽幌町外に住所を有する事業所のみ) 直近年度の市町村税納税証明書(写し可)

(2) 受付及び提出

- ア 期 間 令和4年2月4日から令和4年3月4日まで
※土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- イ 時 間 午前8時45分から午後5時まで
- ウ 提 出 先 羽幌町学校給食センター
- エ 提出部数 1部
- オ 提出方法 郵送又は持参提出による。

8 登録の決定

- (1) 提出のあった書類に基づき審査を行い、承認を得た業者に対して学校給食用物資納入業者登録通知書を交付する。
- (2) 本登録は、単に登録有効期間における羽幌町での学校給食用物資に係る納入資格を得るものであり、必ずしも給食用物資の発注が確約されるものではない。

9 その他

納入する給食用物資に関する基準については、羽幌町学校給食用物資納入基準によるものとする。

年 月 日

羽幌町学校給食用物資納入業者登録申請書

羽幌町教育委員会教育長 様

住所(所在地)
ふりがな
商号又は名称
代表者職氏名
電話及びFAX

印

羽幌町学校給食用物資納入業者として登録を受けたいので、羽幌町学校給食用物資納入業者登録要領の規定により、関係書類を添えて申請いたします。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項について、事実と相違ないことを誓約いたしますほか、登録に当たり羽幌町教育委員会が納税状況等を確認することを同意いたします。

1 物資の登録区分（登録を希望する品目欄に○を付けてください。）

区分	米	パン	麺類	野菜・果物	食肉及び加工品	魚介類及び加工品
○ 記入欄						
区分	油・料理酒・調味料・香辛料	その他常温品	乳製品及びデザート	その他冷蔵品	冷凍食品	
○ 記入欄						

2 営業状況等

(1) 営業所の所在地					
(2) 営業責任者					
(3) 営業所の電話番号					
(4) 営業状況	開業年月日	年 月 日			
	資本金	千円			
	従業員	人			
(5) 営業業態(○で囲む)	生産 ・ 加工 ・ 卸 ・ 製造 ・ 小売				
(6) 運搬方法	輸送用自動車 (保冷機能の有無)	台 (有・無)	羽幌町学校給食センターまでの所要時間		

3 取引金融機関

金融機関	支店名	預金種目	口座番号	口座名義人

4 添付書類

- (1) (食品衛生法による営業許可業者のみ) 食品衛生監視票及び食品営業許可書の写し
- (2) (羽幌町外に住所を有する事業所のみ) 直近年度の市町村税納税証明書 (写し可)

年 月 日

様

羽幌町教育委員会教育長

学校給食用物資納入業者登録通知書

年 月 日付け申請について、 年度学校給食用物資納入業者として、登録決定しましたので、羽幌町学校給食用物資納入業者登録要領の規定により通知いたします。